

令和8年度 第42回
前橋市入札監視委員会 定例会議審議概要

開	催	日	令和8年7月31日(金)			
開	催	場	所	前橋市役所本庁舎 11階北会議室		
出	席	委	員	北野敦則委員長、加藤副委員長、後藤明弘委員、角田美津子委員、舩戸いずみ委員		
審	議	対	象	期	間	令和7年10月1日 ～ 令和8年3月31日
抽			出	案	件	件 数 (件)
工 事	条件付一般競争入札		事前審査方式	0	(備考) 今回の会議においては、次のとおり審議が行われた。 1 入札及び契約手続の運用状況等について 前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき事務局より入札及び契約手続の運用状況等の報告を行った。 2 審議対象工事等の抽出結果について 前橋市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、抽出結果の報告が行われた。 3 令和7年度下半期発注工事等の審議について 角田委員より抽出された11件の工事等について、前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第2号に規定する事項について審議を行った。 4 その他	
			事後審査方式	2		
	随 意 契 約		1			
	コン サル	条件付一般競争入札	事後審査方式	0		
随 意 契 約		0				
物	条件付一般競争入札	2				
	指 名 競 争 入 札	1				
	随 意 契 約	1				
品 役	条件付一般競争入札	0				
	指 名 競 争 入 札	2				
	随 意 契 約	2				
合		計	11件			
委 員 か ら の 意 見 ・ 質 問 、 そ れ に 対 す る 回 答 等			意 見 ・ 質 問		回 答	
			別紙のとおり		別紙のとおり	
委 員 会 に よ る 意 見 具 申 の 内 容			・工事の最低制限価格が推察されやすい状況にある。現状の入札方法でよいか、継続的に検証してもらいたい。			
			・予定価格について、正当性の審議のため、資料には具体的な数字、設定方法を記載し、説明いただきたい。 また、参考見積りの徴取方法、予定価格の決定方法については、適正な価格設定が行えるよう、継続的に検討していつてもらいたい。			
			・随意契約の適用条文について、内容に合わせた適切な条文を選択するよう、運用方法等について検討してもらいたい。			
			・工事案件の入札辞退理由の7割が人員確保困難となっている現状がある。今後増えていくと思われるので、企業が人員を確保できるよう、市として対策を検討してもらいたい。 なお、資格要件の安易な緩和等、品質を落とすような条件設定とならないようお願いしたい。			

別紙

質問	回答
【報告事項】 1 入札及び契約手続の運用状況等について 入札方式別発注総括表及び入札方式別発注一覧表、指名停止等の運用状況一覧表、 談合情報対応状況一覧表	
【委員】 質疑なし	【事務局】

別紙

質問	回答
【審議事項】 1 下川淵地区 防護柵設置工事(道水第13号) 入札方式:条件付一般競争入札(事後審査方式) 工 種:とび・土工・コンクリート工事 契約金額:4, 045, 800円(税込み) 2 防災・安全交付金(附属物)道路附属物長寿命化修繕工事(第4号)」 入札方式:条件付一般競争入札(事後審査方式) 工 種:とび・土工・コンクリート工事 契約金額:2, 264, 900円(税込み)	
【委員】 落札率が88. 4%と低いにも関わらず低入札調査が行われていないのは何故か。	【事務局】 前橋市建設工事低入札価格取扱要領において低入札調査の対象工事を1億円以上の建設工事と定めています。本案件は予定価格が1億円未満のため、低入札調査の対象案件ではなく、最低制限価格により価格の審査を行っています。
【委員】 予定価格や最低制限価格は事前に公表されているのか。	【事務局】 予定価格のみ事前に公表しています。最低制限価格は事後公表です。
【委員】 最低制限価格の算出に使用する係数は公表されているのか。	【事務局】 前橋市建設工事等最低制限価格取扱要領で定められており、前橋市ホームページにおいて公表しています。
【委員】 予定価格および最低制限価格の算出係数が公表されており、業者側で最低制限価格の推察が可能かどうか。	【事務局】 最低制限価格の算出には直接工事費や共通仮設費、現場管理費相当額、一般管理費相当額の積算が必要です。係数が判明していることだけで最低制限価格と全く同じ金額を算出することは難しいと考えますが、近い金額を積算することは可能です。
【委員】 今回の抽出事案は2件とも入札参加可能者数が31者だが、応札者数は2者と少ない。この背景を事務局としてどう捉えているか。	【事務局】 本案件の工種であるとび・土工・コンクリート工事は内容が多岐にわたるので、同じ工種認定のある業者でもそれぞれ得意分野が異なり、今回のような結果になったと考えます。また、業者の手持ち工事の状況等も要因の一つと考えられます。
【委員】 入札参加資格の所在地要件として「市内本店」と設定したのはなぜか。	【事務局】 前橋市公契約基本条例では、市内に事務所又は事業所を有するすべての事業者を優先的活用努めるよう定めておりますが、本案件においては市内本店事業者だけでも参加可能業者が31者あり、競争性が十分確保できると判断し、所在地要件を設定しました。

別紙

質問	回答
【審議事項】 3 Chromebook の購入 入札方式:条件付一般競争入札(事前審査方式) 業 種:事務機器 契約金額:183, 425, 000円(税込み) 4 学習者用端末 Chromebook の購入 入札方式:随意契約第2号 業 種:事務機器 契約金額:1, 582, 195, 700円(税込み)	
【委員】 学習者(生徒)が使用するChromebookは補助金対象で、指導者(先生方等)が使用するChromebookは補助金対象でないという認識でよろしいか。	【事務局】 ご認識のとおりです。
【委員】 「学習者用端末Chromebookの購入」については、随意契約のため予定価格通りに応札しているのか。	【事務局】 実際の応札額は、予定価格よりも金額がやや下がっております。
【委員】 予定価格と応札額に差が出るのはなぜか。また、随意契約だが見積合わせをする必要があるのか。	【事務局】 本案件においては、応札時に業者が値引きした結果だと認識しています。一般的に随意契約は応札率が100%になることが多いですが、全部が100%になるものでもありません。また、随意契約でも、予定価格を設定し、見積合わせを行う必要があります。
【委員】 予定価格は、業者から見積書を徴取して設定しているのか。	【事務局】 ご認識のとおり、業者より見積書を徴取し、その金額を参考に設定しております。
【委員】 上記2案件を比較すると、Chromebookの単価が異なるがその理由はなぜか。入札方式が異なるため、単価に差が出てしまうのか。	【事務局】 学習者用端末の案件については、Chromebook端末以外にも付属品がついているため比較対象が異なることから差が出ております。
【委員】 そもそも本案件は随意契約第2号(競争入札に適さない)が適切だったといえるのか。例えば、救急車や消防車なら理解できるが、Chromebookはどこでも購入が可能ではないのか。本契約方式の法的根拠を確認したい。	【事務局】 随意契約を締結した理由としては、補助金の交付要件として、群馬県の共同調達会議にて決定をした業者と契約締結することが定められていたためです。なお、群馬県の共同調達会議でプロポーザルを実施し、そこで業者が決定しています。
【委員】 優先交渉事業者よりも安いところが出てくれば、そこでも良いというのか。	【事務局】 補助金の交付要件として、群馬県の共同調達会議にて決定をした業者と契約締結することが定められているため、その事業者以外と契約することはありません。
【委員】 補助金要件を度外視して、本市で競争入札に付しても良かったのではないか。	【事務局】 補助金を活用できないと本市の負担額が増えるため、本案件は随意契約としました。

別紙

質問	回答
【審議事項】 5 液体クロマトグラフ質量分析計の購入 入札方式:条件付一般競争入札(事前審査方式) 業 種:理化学医薬・保健機器 契約金額:27,280,000円(税込み)	
【委員】 結果として予定価格が高く算出されている理由を教えてください。	【事務局】 業者へ見積書を徴取し、担当課の予算も考慮したうえで、予定価格を設定しました。入札時において、実際の応札額がどの業者もかなり低かったことがあり、落札率が約34%という結果になったと認識しております。
【委員】 見積書を取得した業者は応札した業者のみから徴取したのか。	【事務局】 応札していない業者からも事前に見積書を徴取しております。
【委員】 担当課の予算があるから本予定価格を設定したということだが、予算があるから高い予定価格で良いというのは違うのではないか。 ここまで落札率が低くなってしまうのは一般とずれが生じていたとの意見も出ると思うが、今後このような事象に対してどのように対応していくのか。	【事務局】 予定価格については、業者の見積書の他に、担当課の予算状況も考慮対象として設定しております。今後は、実勢価格を踏まえた予定価格を設定できるよう検討して参ります。
【委員】 予定価格は公表しているのか。	【事務局】 物品は、予定価格が非公表となっています。そのため、全者が応札額を下げたと推測されます。
【委員】 現状物価が上昇している中で、かなり低い価格で落札されているが、物の品質は保証されているのか。	【事務局】 物品の場合は、メーカー・型番が指定されれば、どの業者が落札しても物の品質が変わるものではありません。
【委員】 事前に型番を指定して入札しているのか。 また、型落ちをした物品が納入されることはないのか。	【事務局】 型番を指定して入札を実施しているため、どの業者が落札しても、原則同じものが納入されることになります。
【委員】 同じような価格帯で3者応札しているようなので、ダンピング等を匂わせる結果と感じるが、そのあたりに対してはどうか。	【事務局】 物品は、下請けや労務費等の影響よりは、メーカーや取引先による影響が多いと感じます。

別紙

質問	回答
【審議事項】 6 オーディオメータ等一式の購入 入札方式:指名競争入札 業 種:理化学医薬・保健機器 契約金額:5,340,500円(税込み)	
【委員】 本案件は予定価格と落札額が等しいことにより、落札率が100%という認識でよろしいか。	【事務局】 ご認識のとおりです。
【委員】 落札率100%という結果は、事前に予測できないものなのか。	【事務局】 複数業者から徴取した見積書と担当課の予算をふまえて予定価格を設定しております。結果として、予定価格と同じ金額にて応札されたということです。
【委員】 入札時に同じ金額が複数業者いた場合に、入札はどうなるのか。	【事務局】 くじ引きを実施し、落札業者を決定します。
【委員】 あらかじめ見積書を徴取していた業者が落札されたということだが、落札業者が見積金額通りで落札できると判断したのではないかと思うが、見積書を取得する際に注意していることは何かあるか。	【事務局】 見積書を徴取するときには、口頭でのやり取りではなく、事前に仕様書等を紙面ベースで示し、正確な金額を算出していただいております。
【委員】 見積書の中に、通常価格や特価、値引き等は表記されるのか。	【事務局】 一般的にそのような表記はないと認識しております。
【委員】 物品に最低制限価格が採用されていないのは何か理由があるのか。	【事務局】 基本的に品質が確保されていることが理由だと思われます。

別紙

質問	回答
【審議事項】 7 アスベスト調査業務(委託第57号) 入札方式:指名競争入札 業 種:検査・分析・調査 契約金額:1,078,000円(税込み) 8 天川ポンプ場ほか5施設 石綿含有調査業務 入札方式:指名競争入札 業 種:検査・分析・調査 契約金額:627,000円(税込み)	
【委員】 参考見積の平均値を予定価格としているにも関わらず、予定価格を超える入札がない点についてどう考えるか。	【事務局】 入札時には、業者ごとの他業務の受注状況や受注への意欲が金額に反映しているものと推測しています。
【委員】 今回の入札に限らず、参考見積により決定した予定価格に対し、入札額は低くなる傾向があるのか。	【事務局】 今回の落札率30%台はかなり低いですが、全体的な傾向として、参考見積額よりも入札額を多少下げる業者は多いように感じます。
【委員】 低額での落札になることで、業務履行に問題が発生している事実はないか。	【事務局】 業務については、問題なく履行されたことを確認しています。
【委員】 人件費が高騰している中で、低額で業務を請け負うことについて、アスベストへの健康管理体制、技術レベル等問題ないか精査してもらいたい。	【事務局】 承知しました。

別紙

質問	回答
【審議事項】 9 群馬総社駅前駐車場 入口ゲート移設工事(受託第17号) 入札方式:随意契約第6号 工 種:機械器具設置工事 契約金額:4, 521, 000円(税込み)	
【委員】 なぜ随意契約第6号を適用したのか。	【事務局】 本案件では、選定業者が設置及び保守点検業務を実施している製品の移設を行いました。移設に際し機器の分解や組み立てが生じ、他社での作業は困難かつ非効率的で、また契約不適合責任の範囲が不明確となることから、随意契約第6号に該当すると判断しました。
【委員】 随意契約の適用理由から、見積もりの依頼は選定業者のみであったと推察するが、見積もりに対する第三者検証は行われているか。	【事務局】 ご推察のとおり選定業者に見積もりをとり、それを参考資料として積算システムに登録を行い、予定価格を設定しました。その際、見積もりに対して第三者による客観的な確認等は行っていない。
【委員】 見積もりがあまりにも高額の場合は協議するのか。	【事務局】 ご推察のとおりです。本案件は提出された見積もりが標準的な金額であると判断したうえで予定価格を設定しました。
【委員】 今回の案件は随意契約第2号の適用で問題ないのではないか。	【事務局】 ご指摘のとおり本案件については随意契約第2号にも該当すると考えられます。今後も該当する随意契約の要件を内部でよく検討のうえ適用して参ります。

別紙

質問	回答
【審議事項】 10 多面的機能支払交付金 取組地区現地調査業務 入札方式:随意契約第7号 業 種:検査・分析・調査 契約金額:8, 954, 000円(税込み)	
【委員】 7号該当と判断した際の「時価」は、どのような客観的資料から判断しているのか。	【事務局】 他業者2者からの見積額との比較をもって判断しました。
【委員】 「時価」を判断する基準を設けているのか。	【事務局】 統一的な基準を設けているわけではなく、担当課ごとに判断しているのが現状です。
【委員】 高度な専門を有することを理由としているなら、2号該当としてもよいのではいか。	【事務局】 ご指摘のとおり、今回の7号該当の判断が適当であったかは、検証が必要だと考えます。
【委員】 高度な専門性を有すると判断する根拠は何か。	【事務局】 本業者は、農業者が構成員となっている、土地改良法に基づいた公的法人です。支払交付金の現地確認業務においても短期間で調査を実施しており、地域の農業施設等の知見に長けていると判断しております。
【委員】 3者からの見積額の差はどの程度か。	【事務局】 採用業者と比較して、1者は300万円、もう1者は1,000万円程度の差額が発生していました。

別紙

質問	回答
【審議事項】 11 広瀬団地建替事業 入札方式:随意契約第2号 業 種:その他 契約金額:3, 216, 400, 000円(税込み)	
【委員】 プロポーザル方式の場合の契約方式は、随意契約となるのか。	【事務局】 プロポーザル方式の契約方法は、優先交渉者との随意契約となります。 事業提案の審査を行い、優先交渉者を決定する過程で競争性を確保しているものと判断しております。
【委員】 応募者3者とのことだが、募集期間の設定は適正であったか。	【事務局】 今回のプロポーザルについては、PFI法に定められた募集期間等に基づき実施しております。
【委員】 構成企業は、JV(共同企業体)の取り扱いになるのか。	【事務局】 今回はJVではありませんが、似た形ではあります。 今回のように、JVとせずに、代表企業と構成企業のグループでの応募としている案件も多数あり、募集要項での定めにより変わります。
【委員】 これは解体、施工まで含めた、事業費すべての額を含むという認識でよいか。	【事務局】 現入居者の移転、解体、施工、土地利活用まで、すべて含めた金額となります。
【委員】 単身者は、入居者の対象になるのか。	【事務局】 今回の建替事業では、単身者から家族層まで幅広く入居募集を行う予定であり、それに合わせた間取り等も検討しております。